

インフラメンテナンス国民会議 実施要領

(名称)

第1条 本会議は、インフラメンテナンス国民会議（以下「国民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 国民会議は、インフラを良好な状態で持続的に活用するために、産学官民が一丸となってメンテナンスに取り組む社会の実現に向けて、インフラメンテナンスの理念の普及、課題の解決及びイノベーションの推進を図り、活力ある社会の維持に寄与することを目的とする。

(実施内容)

第3条 国民会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) インフラメンテナンスの取組の推進に関する事業
- (2) インフラメンテナンスの理念の社会的な普及に関する事業
- (3) インフラメンテナンスに関するオープンイノベーションの推進に関する事業
- (4) インフラメンテナンスの人材育成に関する事業
- (5) インフラメンテナンス関連企業の海外事業活動の支援に関する事業
- (6) その他国民会議の目的を達成するために必要な事業

(会員の構成等)

第4条 国民会議の会員は、次の6種とする。

- (1) 企業会員 国民会議の目的に賛同して入会する企業
- (2) 行政会員 国民会議の目的に賛同して入会する行政機関
- (3) 団体会員 国民会議の目的に賛同して入会する団体（(1)及び(2)の団体を除く。）
- (4) 個人会員 国民会議の目的に賛同して入会する個人
- (5) 特別会員 国民会議の事業に必要であるとして前各号の会員に推薦され、国民会議の目的に賛同して入会する行政機関
- (6) 賛助会員 国民会議の目的に賛同し、国民会議の事業に協力する団体又は個人

2 前項(1)から(4)までの会員を正会員という。

(入会)

第5条 国民会議の会員になろうとする者は、所定の届出用紙又は電磁的方法をもって事務局宛に申し込まなければならない。

(会費等)

第6条 会費は当面これを徴収しない。ただし、国民会議はその運営に必要な実費の負担を会員に求めることができる。

(任意退会)

第7条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、退会に際しては、所定の退会届出用紙又は電磁的方法をもって事務局宛に届け出なければならない。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、当該会員を除名することができる。

- (1) この実施要領その他の規則に違反したとき
- (2) 国民会議の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人になったとき、又は破産手続、再生手続若しくは会社更生手続開始の決定があったとき
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (3) すべての正会員の同意があったとき

(総会の構成)

第10条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(総会の権限)

第11条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 実施要領の変更
- (3) 解散
- (4) その他総会で決議するものとしてこの実施要領で定められた事項

(総会の開催)

第12条 総会は、年一回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催するこ

とし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

2 総会は、会長が招集する。

(総会の議長)

第 13 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の議決権)

第 14 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(総会の議決権の代理行使)

第 15 条 総会に出席できない会員は、他の会員 1 名を代理人として、議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明するものを書類又は電磁的方法をもって事務局提出しなければならない。

(総会の決議)

第 16 条 総会の決議は、この実施要領に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(役員)

第 17 条 国民会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名

(役員を選任)

第 18 条 会長及び副会長は、総会の決議によって選任する。

(会長及び副会長)

第 19 条 会長は、国民会議を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その会務を代行する。

(役員の任期)

第 20 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 役員の任期は、第 29 条に規定する事業年度を単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員の報酬)

第 21 条 役員は、無報酬とする。

(相談役)

第 22 条 国民会議に、国民会議の活動を円滑に推進するため、相談役を置くことができる。

2 相談役の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 相談役の任期は、第 29 条に規定する事業年度を単位とする。

(参与)

第 23 条 国民会議に、役員の活動を補助するために、会長及び副会長の指名により、参与を置くことができる。

2 参与の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 参与の任期は、第 29 条に規定する事業年度を単位とする。

(実行委員会の設置等)

第 24 条 国民会議は、会務運営及び第 3 条の事業の遂行のために、実行委員会を設ける。

2 実行委員会の委員長及び委員は、総会の決議によって選任する。

3 実行委員会は、部会の設置等国民会議の運営に関する重要事項を審議し、決定する。

4 実行委員会は、委員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。

5 実行委員会は委員長が召集し、委員長が議長を務めることとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

(部会の設置等)

第 25 条 実行委員会は、実行委員会の任務に関する具体的な実施内容を検討するために、必要な部会を設けることができる。

2 部会の設置又は改廃は、実行委員会の決議による。

(インフラメンテナンス市区町村長会議の設置等)

第 26 条 実行委員会は、地方自治体における効率的・効果的なインフラメンテナンスの実現を目的とし、行政会員である市区町村の長で構成するインフラメンテナンス市区町村長会議を設けることができる。

2 インフラメンテナンス市区町村長会議の設置又は改廃は、実行委員会の決議による。

（公認フォーラムの設置等）

第 27 条 国民会議は、会員がインフラメンテナンスの課題に関する知識を深めるとともに、人材の交流を図るために、必要な公認フォーラムを設けることができる。

2 公認フォーラムの設置又は改廃は、実行委員会の決議による。

（有識者会議）

第 28 条 国民会議は、第 2 条の目的を達成するために、有識者会議を設けることができる。

（事業年度）

第 29 条 国民会議の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画）

第 30 条 国民会議の事業計画書については、毎事業年度の開始日の前日までに、実行委員会が作成し、会長の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（事業報告）

第 31 条 国民会議の事業報告については、毎事業年度終了後、実行委員会が事業報告の書類を作成し、会長の承認を受けなければならない。

（実施要領の変更）

第 32 条 この実施要領を変更する際は、事務局が案を作成し、総会の決議によって変更する。

（事務局の設置）

第 33 条 国民会議の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、関係省庁の協力を得て、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課、大臣官房公共事業調査室及び技術調査課が行う。

（情報公開及び個人情報の保護）

第 34 条 国民会議は、公正で開かれた活動を推進するため、機密とすべき情報を除き、その活動状況、運営内容等を積極的に公開するものとする。

2 国民会議は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

3 前 2 項の規定に関する基本的な事項は、別にこれを定める。

(実施細則)

第 35 条 この実施要領の実施に関して必要な事項は、実行委員会の決議によって別にこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、国民会議設立の日（平成 28 年 11 月 28 日）から施行する。

(最初の事業年度)

- 2 国民会議の最初の事業年度は、国民会議設立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(失効)

- 3 この実施要領は、国民会議を解散したときにその効力を失う。

(変更)

- 4 この実施要領は、令和 3 年 1 月 8 日に変更する。
- 5 この実施要領は、令和 4 年 1 2 月 7 日に変更する。
- 6 この実施要領は、令和 6 年 1 2 月 4 日に変更する。
- 7 この実施要領は、令和 7 年 1 2 月 1 1 日に変更する。